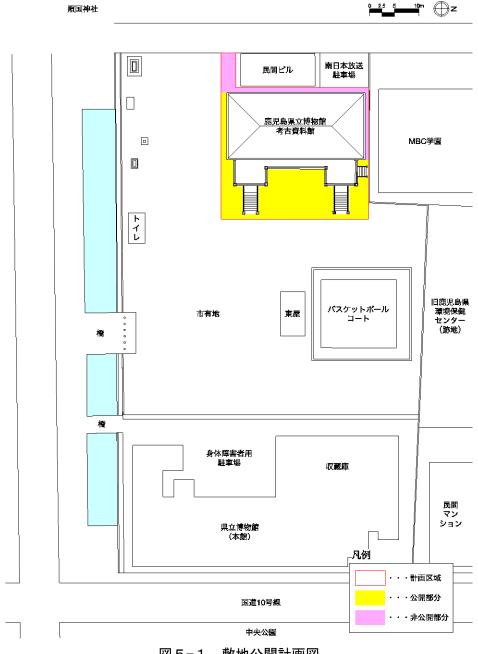
第5章 活用計画

第1節 公開及び活用の基本方針

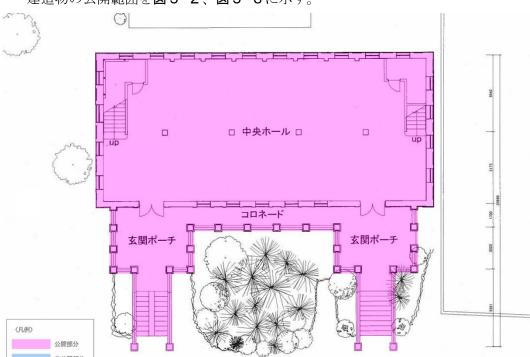
敷地の公開範囲を図5-1に示す。

建造物の東側及び南側は、前面が開放されており、建造物全体が望見できるため、公 開部分とする。

建造物の北側及び西側は、隣地境界と建造物との空間が狭く、見通しも悪いため、防 犯のために非公開部分として一般利用者の立ち入りを禁止とする。空調設備を設ける 場合、室外機置場等が必要になるため、設備機器のバックヤードとして利用する。



敷地公開計画図 図 5-1



建造物の公開範囲を図5-2、図5-3に示す。

図 5-2 1 階公開範囲図

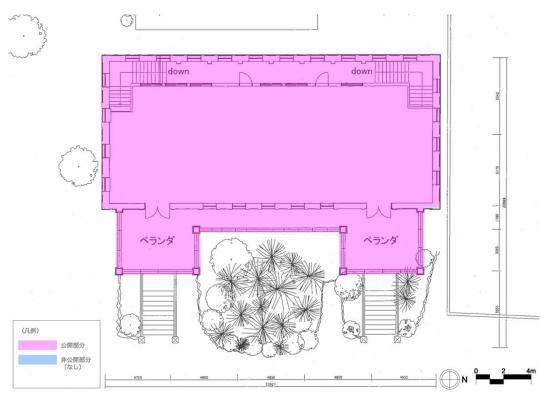


図5-3 2階公開範囲図

公開・活用する前提条件として耐震補強工事の実施が必要であるが、耐震補強の方法や耐震要素の配置などは将来的な活用内容と密接に関連してくるため、耐震補強の段階では幅広い活用の可能性をできるだけ拘束しないようなフレキシブルでかつ可逆性を持った耐震補強を行う。その上で、(1)建造物の価値を県民に発信し、将来的な活用の検討を行うための公開と活用、(2)開かれた活用への展開という2段階での活用を図っていく。また、各段階において、(3)活用にむけての県民の機運醸成を図っていく。

(1) 建造物の価値を県民に発信し、将来的な活用の検討を行うための公開と活用

まずは、耐震補強後に、利用者及び利用時間を限定して、文化活動や研修会、小規模な展示や催事が行なえるよう必要な軽装備の付加を令和7 (2025) 年度までに行う。各階の利活用については、次の方針を定め、公開と活用をしながら開かれた活用方法の検討を行っていく。

- ・1階(337.48 m²)はオープンスペースとし、小規模の催事や講演会の実施に充てる。可動式机・椅子など最小限の備品を整備し、収納スペースを確保する。
- ・2階 (337.49 m) は簡易な間仕切りで展示室 ($2\sim3$ 室) として利用できるスペースとし、企画展示または常設展示、小会議室として使用する。

なお、耐震調査や改修工事も公開の対象とし、建造物に関する知識普及を促進する。

(2) 開かれた活用への展開

県民をはじめとする利用者に広く開かれた活用の場とするため、次の三つの方針を 定める。

1) 今後 100 年を見据えた鹿児島の未来を象徴する施設

- ① 今後100年の鹿児島の未来を見据えながら、産業、建築、歴史、文化、情報の発信の視点から、鹿児島の未来を象徴する機能を盛り込むこと。
- ② こうした機能を幅広い主体の協働によって発揮すること。

2) 幅広い主体の協働

県だけではなく 鹿児島市や産業・経済関係団体、民間事業者、NPO 等の幅広い意見 等を反映させる公民連携を実現する。県民のニーズなどを踏まえ民間資金やクラウド・ ファンディングを含めた多様な財源の確保に取り組む。

3) 周辺環境と一体となった活用

鹿児島県立博物館考古資料館には、伝統的産業や歴史的建造物に根差した鹿児島の 未来の文化を発信する機能を盛り込み、その運営組織として、周辺施設関係機関を含む 産学官の多様な人材からなる「鹿児島県立博物館考古資料館活用・運営協議会(仮称)」 を設置する。さらに教育・文化の発信にあわせて、地域活性化や観光ルートの拠点施設 としても充実を図る。

(3) 活用にむけての県民の機運醸成

鹿児島県立博物館考古資料館の建築的価値や魅力を発信し、県民をはじめ多くの 人々に身近に感じてもらえる企画や催事を行い、活用にむけた機運を醸成していく。

第2節 公開及び活用の概要

開かれた活用方法として、現時点で出されているアイデアは次の通りであり、耐震補 強工事及びその後の公開と活用を通じて、これらの可能性を検討していく。

(1) 産業振興・にぎわい創出による地域活性化の拠点

- 1) ものづくりと文化についての情報発信施設
 - ・「興業館」の継承を基本概念に、「物産陳列場」に近い形で幅広い伝統工芸品の紹介・ 展示及び伝統を踏まえた最新の技術革新について情報発信を行う。
 - ・施設内や前庭での伝統工芸の公演や、基本概念に沿った市民や団体主催のミニライ ブなどを定期的に開催する。

2) シェアオフィス・サテライトオフィス

- ・若手起業家や地域に貢献する事業を志す人々にスペースを提供する。
- ・デザイン、工芸、クラフト工芸関係の業種を集積する。
- ・県外先端企業及び地場産業に携わる人々が触れ合う場を提供する。

3) 小店舗による「屋台村」的施設

- ・「かごっまふるさと屋台村」(2020年閉村)のような「かごしまの食」等を集めて 提供する。
- ・中央公園でビール祭りやカレーフェスタを常設化する。
- 「横浜ラーメン博物館」のようなレトロな街並みを再現する。

(2) 鹿児島の歴史・文化に関する情報発信の拠点

- 1) 鹿児島県立博物館考古資料館(旧考古資料館)の歴史や鹿児島の石造建築についての情報発信施設
 - ・鹿児島県立博物館考古資料館(旧考古資料館)の歴史を各時代のできごとと合わせて紹介する。
 - ・鹿児島の石造建築のほか、風土と共生する世界の構築についてミニチュアモデル等 を用いて紹介する。

2) 鹿児島城下の歴史についての情報発信施設

- ・日本遺産やかごしま文化ゾーンの価値を多くの人々に幅広く、わかりやすく情報発信するためのビジターセンター的機能をもつ施設とする。
- ・ガイド受付や語り部とのふれあいの場とする。

(3) かごしま文化ゾーンをめぐる観光ルート等の拠点

1) ツーリストオフィス

- ・かごしま文化ゾーンの街歩きのサポート機能を備えた施設で、コミュニテーサイク ルのサイクルポート等を設置する。
- ・施設の外にデザイン性、機能性の高いトイレ等を設置する。(照国公園に既存トイレあり)。

2) ウォーキング・スペース

- ・かごしま文化ゾーンに城山をくわえた「城山ゾーン」を歴史発見・健康づくりの空間と位置づけ、ウォーキングコースを設定する。
- ・ウォーキングコースのサポート施設(トイレ、AED、休憩室等)を設置する。

(4) 静寂で落ち着いた雰囲気を生かした教育・文化の拠点

1) 県立博物館の機能の拡充・整理

- ・イノベーション関連(科学技術・産業)関連の資料や漫画文化等サブカルチャーに 関する資料の展示など、先端的分野に関する博物館機能の充実。
- ・本館とのより一体的な活用のため、現在、宝山ホールにある別館機能を移転する。

2) 教育活動における一つの拠点(「あこがれの場」)

- ・近隣エリアでの各種文化的イベントの中心的会場。
- ・県内学校等によるワークショップやシンポジウムの開催会場。
- ・大学のサテライトキャンパスとしての講座等の実施会場。

第3節 活用基本計画

(1)計画条件の整理

本建物は国登録有形文化財(建造物)であり、現状では建築基準法第3条の適用除外の対象とはならない。そのため、第2章 第4節で述べた屋根葺替え工事や第4章 第2節で述べた耐震補強を実施する際には、主要な構造部の過半となる大規模な修繕もしくは大規模な模様替えに該当するため、建築確認申請が必要となる。

本建物の石壁は、現行の建築基準法の組積造の仕様規定を満たしていないが、大規模な修繕及び大規模な模様替えにおいては既存の構造について遡及しない。しかし、不特定多数が利用する活用が想定されるため、耐震診断を実施し、耐震補強を行うこととする。

その他の建築基準法については、活用内容の確定に伴い、その用途に応じて、条件が 異なる。ちなみに、前節で示した活用のアイデアから実際の建築基準法上の用途を想定 したものが表 5-1 である。

表 5-1 活用のアイデアから想定される建築基準法上の用途

活用のアイデア		想定される建築
大項目	中項目	基準法上の用途
(0)公開と活用	1) 小規模な催事や講演会	展示場
	2) 企画展示	
(1)産業振興・に	1) ものづくりと文化についての情報発信施設	展示場
ぎわい創出による	2) シェアオフィス・サテライトオフィス	事務所
地域活性化の拠点	3) 小店舗による「屋台村」的施設	飲食物を提供す
		る店舗
(2) 鹿児島の歴	1) 鹿児島県立博物館考古資料館(旧考古資	
史・文化に関する	料館)の歴史や鹿児島の石造建築についての	展示場
情報発信の拠点	情報発信施設。	または博物館
	2) 鹿児島城下の歴史についての情報発信施設	
(3) かごしま文	1) ツーリストオフィス	
化ゾーンをめぐる	2) ウォーキング・スペース	事務所
観光ルート等の拠		事 物//
点		
(4)静寂で落ち	1) 県立博物館の機能の拡充・整理	博物館
着いた雰囲気を生	2)教育活動における一つの拠点(「あこがれの	会議室
かした教育・文化	場」)	
の拠点		

消防法についても、建築基準法と同様に活用内容の確定に伴い、その用途に応じて、 条件が異なる。そのほか、次に示す関連法規についても、活用内容の確定に伴い、関係 行政機関との調整を図る。

- 文化財保護法
- ・鹿児島県文化財保護条例(1955)及び鹿児島市文化財保護条例(1972)
- ・景観法に基づく計画
- ・鹿児島市景観計画(2008)及び歴史と文化の道地区景観計画(2019)

(2)建築計画

1) 平面計画

各室の用途や機能分担

1階については、風除室・階段室・トイレ以外は1室空間として使用する。

2階については、基本的には1階と同様だが、小さい空間にも分節できるように可動間仕切りを設置し、多様なニーズに対応できるフレキシブルな空間とする。

• 動線計画

現状のアプローチは、東面北側の玄関ポーチ北面に設けられた木製階段から入っているが、隣地境界と建物との空間が狭く、不特定多数のアプローチとしては狭いため、東面の南北両側の玄関ポーチ東面に取り付く階段からのアプローチに変更する。その際、第4節にて述べる東面の南北両側の玄関ポーチ東面の階段周囲を掘り下げる場合は、東側の市有地と高低差が生じるため、その処理もあわせて検討する。現状の北側の玄関ポーチ北面からのアプローチは、バリアフリー対応として車椅子用のスロープへの変更を検討する。

南北両側の玄関ポーチに面する出入口から1階内部に入る。1階内部は1室空間であり、2階へは北西及び南西隅に上り口がある階段から上がる。2階も基本的には1室空間であり、内部を通って東面の南北両側の玄関ポーチ上のベランダに出る。両ベランダは間の外廊下で繋がっており、玄関ポーチ、出入口、階段、ベランダは全て南北両側に対照的に1組ずつ配置されており、また2階のベランダは外廊下で繋がっているため、美術館のような一方通行の動線も可能である。ギャラリー的なイベントなど多くの来場者が想定される場合は、左右対称という建物の平面の特徴を生かして、臨時的に一方通行の動線も検討する。

避難経路は、1階については、東面の南北両側の出入口から建物外へ避難し、石壁の 面外崩壊による被害を避けるため、速やかに建物から離れる。

2階については、西側の階段を使って1階に下りて、1階と同様に東面の南北両側の 出入口から建物外へ避難する。もしくは2階の東面南北両側の出入口からバルコニー へ出て、避難梯子等の避難器具により速やかに1階へ避難する。

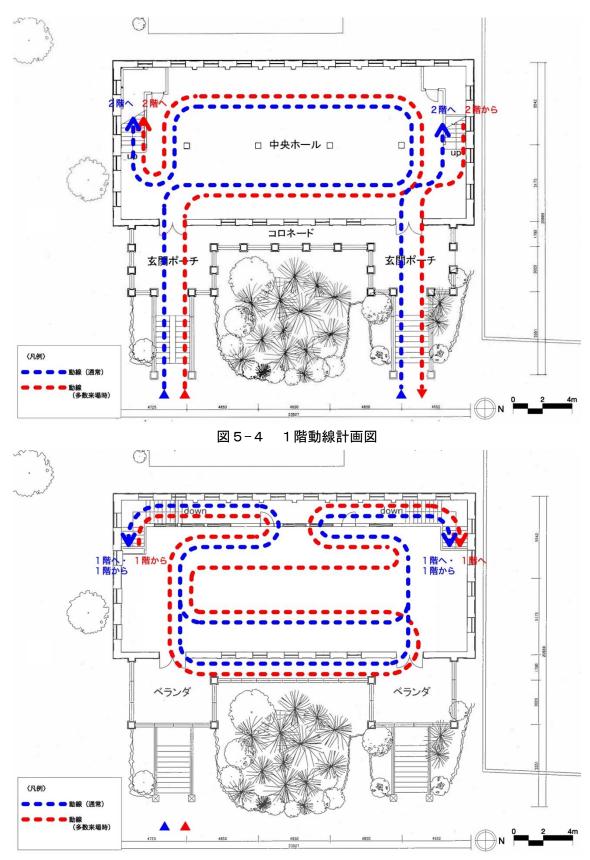


図5-5 2階動線計画図

2) 施設等整備計画

敷地整備計画図を図5-6に示す。

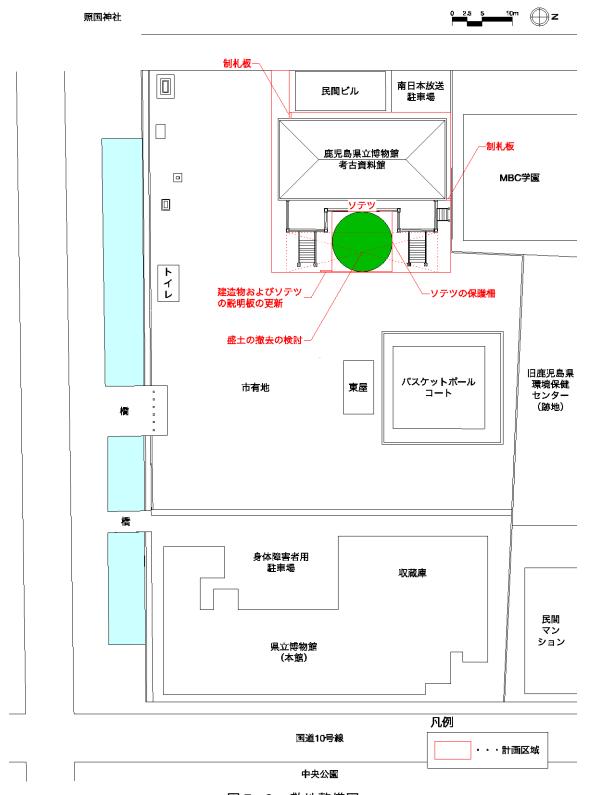


図5-6 敷地整備図

保存管理、環境保全、防災に係る施設等

保存管理については、1階に管理用の事務室の設置を検討する。1階南西隅の階段下に設けられていた物置は、管理用道具の倉庫として改修を検討する。また、階段を当初位置に復原する場合は、後述する便所の設置をあわせて倉庫の設置を検討する。

環境保全については、ソテツの根元に人が立ち入らないように周囲に保護柵を設置する。

火災警報設備及び消火設備は活用の用途に応じて異なる。用途が公会堂・集会場、図書館・博物館・美術館その他これらに類するもの、倉庫のいずれかであると判断された場合、延床面積が500 ㎡以上であるため、自動火災報知設備を設置する。

消火設備は、いずれの用途の場合でも消火器を各階に設置する。

避雷設備は、鋳鉄製の棟飾りの復原と合わせて設置を検討する。

防犯設備は、各開口部の施錠を行う。内部に文化財等の展示を行う場合は、夜間は無人となるため、警備会社への委託による防犯カメラや人感センサー、警報設備などの機械警備の導入を検討する。

排水施設は、第4節にて述べる東面の南北両側の玄関ポーチからの階段周囲を掘り 下げる場合、集水桝及び暗渠による排水処理を検討する。

・公開、活用に係る施設等

来場者の駐車場は、敷地西側に位置する照国神社の駐車場等、近隣のコインパーキングを利用する。西側市道に接道する部分は、1台分の駐車スペースを確保できるため、搬出入など管理用の駐車場として利用する。

便所は、1階北西隅の階段下に設けられていた既存便所の配管穴を利用した便所の 改修もしくは新設を検討する。また、階段を当初位置に復原する場合は、復原後の階段 下までの配管の延長を検討する。ただし、階段下部分の空間は限られており、男・女・ 多目的便所の全てを設けるスペースは確保できないため、敷地南側に近接している市 営の公衆便所も有効利用して、お互いに補完できるような館内の便所を検討する。



写真5-1 近隣のコインパーキング



写真 5-2 敷地南側の市営の公衆便所

休憩施設は、敷地東側に隣接する市有地のバスケットコート付属の東屋を有効利用する。

説明板については、現状では、敷地内に東面南側の玄関ポーチに設置された建造物の 由来についての説明板とソテツの説明板、鹿児島市が設置した南側市道沿いの建造物 の説明板がある。玄関ポーチの既存の説明板は撤去する。今後の調査において、鹿児島 市設置の説明板と重複せずに補完できるような新たな建造物の価値が判明した場合は、 敷地内の建造物についての説明板の新設を検討する。その際は、ソテツの説明板も建造 物の説明板とあわせて調和したものに作り替える。



写真5-3 市有地の東屋



写真 5-4 市設置の南側市道沿いの説明板

標識については、現状で国の登録有形文化財(建造物)の登録プレートが設置されており、これを維持管理する。



写真 5-5 東面南側玄関ポーチの説明板



写真5-6 登録有形文化財の登録プレート

照明・音響・空調設備については、活用の用途によって異なるが、原則として照明器 具・スピーカー・エアコン等は新設する天井に設置する。空調設備の冷媒管の配管等は 既存の石壁を貫通する配管は極力行わない。どうしても貫通する必要が生じる場合は、 隣地境界と建物との空間が狭く望見しにくい北側の開口部や壁で貫通させるなど、景 観に配慮する。

(3) 外構及び周辺整備計画

外構については、第1節で述べた非公開部分とする敷地北側及び西側と建造物との 空間への一般利用者の立ち入りを禁止するため、制札板を設置する。

(4)管理・運営計画

第2章 第3節で述べたように、当面は鹿児島県による管理体制を維持する。建造物の維持管理を行い、県民が利用しやすく親しめる施設として管理運営を行う。整備後は、 夜間の防火・防犯のための機械警備の管理に関わる業務については、民間の業者への委 託を検討する。

中・長期においては、県民への本建物活用の機運醸成を図りつつ、幅広い主体の協働による活用を視野に公民連携を検討していく。活用内容の確定後は、指定管理者制度の 導入も検討する。

第4節 実施に向けての課題

東面の南北両側の玄関ポーチの階段及び手摺の親柱が、盛土によって地中に約 60cm 埋まっている部分について、階段及び手摺の親柱の全容を見せるために当初の地盤面まで盛土を撤去するかを検討する。その場合、周囲の市有地と高低差が生じてしまうため、階段周りだけの掘削やその場合の排水処理方法などを検討する。